

# 勧 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）及び関係規程の改正のうち期末手当及び勤勉手当について、次のとおり勧告する。

## 1 期末手当及び勤勉手当

市内民間事業所における支給状況等を考慮して、令和2年度以降の年間支給割合を0.05月分引き下げ、4.45月分とすること。本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分すること。

## 2 実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。